

文教大学越谷藍蓼祭実行本部規約

第1条 (名称及び事務所)

本部は文教大学越谷藍蓼祭実行本部と称し、事務所を埼玉県越谷市南荻島3337番地の文教大学越谷キャンパス内に置く。

第2条 (本部の目的)

本部は藍蓼祭を企画、運営し各参加団体を取りまとめ、学生間の親睦を図るとともに、藍蓼祭を成功させることを目的とする。

第3条 (本部役員の資格)

文教大学越谷キャンパス全学部生の中で自ら志願する者を本部役員とする。

2 本部役員は、以下の場合に本部役員としての資格を失う。

(1) 本部役員自らが辞退を申し出て、本部長が承認した場合

(2) 私事を含む何らかの事情で本部での活動が継続困難と判断され、本部役員内での協議を得て本部長が承認した場合

3 第3条2項(2)において承認された場合、本部長は該当する本部役員に通達をしなければならない。

第4条 (本部役員の構成)

本部は以下を中心に構成される。

本部長 1名

副本部長 2名以下

財務・渉外・参団・広報・企画・保全・総務局長 各1名

第5条 (本部役員の任命)

本部長及び副本部長(以下、「三役」という。)の選出は、候補者の中から本部役員間の協議を経て承認を必要とする。

2 財務・渉外・参団・広報・企画・保全・総務局長(以下、「各局長」という。)の選出は、候補者の中から各局局員間の協議を経て、本部長が任命する。

3 本部長及び財務局長は、役職の決定後に学友会総会で報告しなければならない。

第6条 (本部役員の兼任)

三役及び各局長は、学友会総務部・文化会本部役員及び体育会本部幹部を兼任できない。

第7条 (本部役員の任務)

本部役員は次の任務を行う。本部長は本部を代表し全体を掌握する。副本部長は本部長を補佐し本部長を補佐し本部長に事故ある時はこれを代行する。各局長は局員をまとめ仕事を遂行する。

第8条 (財政)

本部の財政は学友会によって割りあてられる学友会費およびその他の収入をこれにあてる。

2 決算にて繰越金等を将来の活動のために活動基金として蓄えることができる。

第 9 条 (会計年度)

本部の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

第 1 0 条 (顧問)

本部には顧問を置く。

第 1 1 条 (規約改正)

規約改正は本部役員により発議され、本部役員の2/3以上の賛同を得た後、学友会総会での承認で決定する。

附 則

この規約は1996年6月15日より施行する。

この規約は1999年6月18日より施行する。

この規約は2024年7月1日より施行する。